

本日ここに、平成22年松本市議会第4回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、おそろいでご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

冒頭、議案の提案説明に先立ちまして、今後、本市が取り組みます施策等について、若干申し上げたいと存じます。

まず、来年開催されます第23回国連軍縮会議の誘致に向けた取り組みについて申し上げます。

松本市では、世界の恒久平和を希求し、核兵器の廃絶を願いとして、昭和61年9月、「平和都市宣言」を発して以来、様々な平和行政を推進する取り組みを行ってまいりました。

世界平和につきましては、私がチェルノブイリ原発事故の後遺症に苦しむ人々の治療に携わり、放射能の及ぼす影響の悲惨さを目の当たりにしたことから、核廃絶への思いを一層強くし、私の政治信条の根幹に据えている所以であります。

こうした中、来年は松本市が平和都市宣言をして以来、25周年の節目の年を迎えますことから、昨今の憂慮すべき国際的動向を踏まえ、さらなる平和への誓いを新たに、広く市民の皆様方に、世界平和についてお考えいただき、今後の平和行政に活かすため、国連軍縮会議の誘致に向けた取り組みを進めているところであります。

国連軍縮会議は、1988年、当時の竹下内閣総理大臣から、国連主催の軍縮会議を日本で開催する用意があると表明したことを受けて、1989年以来毎年、日本政府の協力の下で、日本国内の地方都市で開催されております。

この会議を主催する国連アジア太平洋平和軍縮センターは、姉妹都市でもありますカトマンズ市に事務局を置き、世界各国の政府高官や軍縮問題の専門家などが、個人の資格で参加し、軍縮問題に対する意識を高め、また、互いに国交のない国も含めて、軍縮・安全保障に関するテーマに沿った討議を行っております。

この会議は、地方都市で開催することにより、世界で唯一の被爆国として、悲惨な過去を風化させることなく、日本国民が平和、軍縮に対する意識を高めるなど、国内外に恒久平和の願いをアピールする絶好の機会となるものであります。

これまでに、広島、長崎をはじめとして、京都、大阪、仙台、札幌、秋田、金沢、新潟など、全国主要政令都市などで開催され、22回目を迎える本年は、8月下旬にさいたま市で開催されました。

松本市への会議誘致に当たりましては、昨年夏ごろから調査を開始し、本年7月に口頭にて誘致の意思表示を行ったところ、9月には国連及び外務省担当者が現地視察のために来松されました。

この際、私から松本市の平和行政の取り組みと地方の中都市での開催に大きな意義があることを改めて申し上げ、同月15日には、正式に国連へ要請書を提出いたしました。

先ほども申しあげましたが、世界平和の希求と核廃絶に対する願いは、私の政治信条であり、更なる平和行政の推進を図り、また、市民の皆様にも改めて平和を考える機会を提供するとともに、平和行政を推進する松本市の姿勢を国内外に発信してまいりたいと考えております。

また、松本市が重要施策として取り組んでおります国際コンベンション関係による観光産業にも波及効果が大いものと期待を致しております。

なお、詳細につきましては、後刻開催されます総務委員協議会でご報告申し上げます。

次に、国が創設を予定しております「総合特区制度」に対する提案について申し上げます。

国は、去る6月18日に閣議決定いたしました「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」に基づき、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限に活かし、規制の特例措置や、税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施する、「総合特区制度」の創設を予定する中、この制度設計にあたり、地方公共団体、民間企業、NPO法人等に新たな提案を募集しておりました。

そこで、松本市といたしましては、「健康寿命延伸都市・松本の創造」をキーワードに、この「総合特区制度」に対し、東京大学前総長小宮山宏氏が理事長を務めます三菱総合研究所との共同提案という形で、「健康寿命延伸都市・松本の創造に向けたプラチナイノベーションによる新需要創造事業」として応募を行いました。

三菱総合研究所では、「地球環境問題を解決し、新たな需要に支えられた元気な超高齢社会」を「プラチナ社会」として提唱しておりますが、私自身去る10月13日三菱総合研究所を訪問し、私と小宮山理事長とで懇談をさせていただくなかで、「プラチナ社会」の実現は、まさに『「健康寿命延伸都市・松本」の創造』と将来ビジョンを共有するものであり、今後の日本が進むべき方向であると改めて認識することができました。

今回の提案では、「健康寿命延伸都市・松本」を支える産業の成立と、松本市へのそれらの産業の誘引及び集積を目指し、更に、関係する企業・産業の円滑な事業展開を可能とする特例措置や支援措置の実施と、実証実験の場としての松本市の優位性を示させていただきました。

健康で活動的な社会を実現することは、松本市のみならず、日本の、さらには世界的な高齢化問題の解決に繋がり、この課題をトッランナーとしていち早く解決することは、必ずや日本の長期的な成長戦略となり得るものであり、健康産業を21世紀のリーディングインダストリーにすることにつながるものと考えております。

今後は、来年の通常国会における「総合特区制度」法案の成立、各団体からの提案の状況を見守り、採択されれば、来年度以降、事業実施に関して本格的に取り組んでまいります。

この件の詳細につきましても、のちほど開催予定の経済環境委員協議会でご報告させていただきます。

次に、地域医療を担う医師確保に向け、自治医科大学や地域医療振興協会等へ、いわば医療分野のトップセールスのため出張してまいりましたので、若干ご報告を申し上げます。

私は、かつて、長野県の衛生部長時代から、地域医療を揺るぎないものとするためには、医師の確保とともに、よき医療者の定着とスキルアップを図るための研修拠点が必要と考え、自治医科大学との連携に尽力してまいりました。

市長となりましても、その思いは変わらずに持ち続けておりましたが、この度、合併により、波田総合病院が市立となったことや、「健康寿命延伸都市・松本」の根幹をなす、地域医療の充実したまちづくりを進めるための観点から、関係者を通じて準備を進め、今回、改めて具体的に行動を起こしたものでございます。

まず、10月13日に訪れました自治医科大学では、地域医療学センターの梶井教授のご高配により、長野県出身の学生を始め、教職員約40名に、松本市が目指す「健康寿命延伸都市・松本の創造」について、私自身の医療者としてのこれまでの歩みをまじえながら、講義をさせていただきました。

また、14日に訪問しました地域医療振興協会は、自治医大出身者が中心となり、地域医療の確保と質の向上を目的として設立され、へき地への医師斡旋、代診医の派遣、医学生へのへき地医療体験の支援等を実践している機関でございます。

同協会の吉新理事長へは、私自身が手紙を出すなどして働きかけ、ようやく、この1月から波田総合病院への医師の派遣をしていただくことになりましたので、そのお礼と今後の医師確保を進めるための協力を依頼してまいりました。

また、直接の医師派遣元である、同協会運営の東京北社会保険病院の住永院長とも懇談し、地域医療にかける熱い思いを伺って、共感しあった所でございます。

この度の一連の訪問は、幸い、私やお会いした方々が共に医療者であるという共通の基盤の上になつて、地域医療やまちづくりに関し率直に意見交換できたことにより、太いパイプが構築できたのではないかと考えております。

トップ同士が信頼の絆で結ばれてこそ、地域医療の担い手の確保も円滑に進むのではないかと改めて感じた所でございます。今後、引き続きこのような取組みを積極的に行ってまいります。

それでは、ただいま上程されました市有財産の取得についての議決更正1件と保育園事故に関する和解1件の、計2件の議案について、ご説明を申し上げます。

まず、市有財産の取得についての議決更正でございますが、これは、庄内土地区画整理事業の終了に伴い、松本市が取得しました、さくら保育園、庄内地区公民館、庄内体育館の事業地の面積が、いずれも確定いたしましたので、その取得金額等について議決更正をするものでございます。

また、保育園事故に関する和解については、平成15年に南郷保育園で発生しました事故に関して相手方と協議が整い、和解するものであり、それぞれを提案しております。

このほか、議案以外のものとして、市長の専決処分事項の指定にかかわる報告6件を、報告いたしております。

以上、本日提案いたしました議案等について、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

(以上)